掛川市条例第１２号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

| 改　正　前 | 改　正　後 |
|---|---|
| （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）<br>第20条の４　（略）<br>２　（略）<br>３　法第36条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。<br>(1)　（略）<br>(2) その他の場合<br>ア 一戸建ての住宅<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び<u>ロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合　１件につき18,000円<br>イ 一戸建ての住宅以外の住宅<br>(ｱ) 住戸部分<br>a 申請戸数が１戸のもの<br>(a)　（略）<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び<u>ロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合　１件につき18,000円<br>b 申請戸数が２戸以上５戸以下のもの<br>(a)　（略）<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び<u>ロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合　１件につき35,000円<br>c 申請戸数が６戸以上10戸以下のもの | （建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）<br>第20条の４　（略）<br>２　（略）<br>３　法第36条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。<br>(1)　（略）<br>(2) その他の場合<br>ア 一戸建ての住宅<br>(ｱ)　（略）<br>(ｲ) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び<u>(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合　１件につき18,000円<br>イ 一戸建ての住宅以外の住宅<br>(ｱ) 住戸部分<br>a 申請戸数が１戸のもの<br>(a)　（略）<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び<u>(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合　１件につき18,000円<br>b 申請戸数が２戸以上５戸以下のもの<br>(a)　（略）<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び<u>(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合　１件につき35,000円<br>c 申請戸数が６戸以上10戸以下のもの |

| | |
|---|---|
| (a)　(略)<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合　１件につき51,000円<br><br>d　申請戸数が11戸以上のもの<br>(a)　(略)<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合　１件につき75,000円<br><br>(ｲ)・(ｳ)　(略)<br>ウ　(略) | (a)　(略)<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合　１件につき51,000円<br>d　申請戸数が11戸以上のもの<br>(a)　(略)<br>(b) 省令第１条第１項第２号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合　１件につき75,000円<br>(ｲ)・(ｳ)　(略)<br>ウ　(略) |

附　則

この条例は、公布の日から施行する。